



高岡市告示第257号

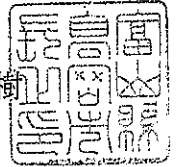
字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による高岡市志貴野土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成30年12月27日

高岡市長 高橋正樹



字の区域の新設に関するもの

市名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「志貴野しらとり台」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
高岡市	江尻	村前	193の1、195の3、196の1、197の1、198から231まで、232の1、232の6、235から240まで、241の1、248の2、249の1、249の3、250の1、251の1、251の2、252から258まで、259の1、259の2、260から264まで、266の2、267の1から267の3まで、268から274まで、275の2、281の3、1274の4、1275の4、1276の5、1276の6、1278の2、1278の3、1279の8、1280の3
	角	宗平	318の1、320の2、321の1、322の1、322の5、322の6、323の1、324の1、325の1、326の1、327の1、328、329の1、329の2、330、331の1から331の3まで、332、334の2、335の1、336から341まで、342の1、342の5、343の1、344の1、345の1、345の6、346の9、347の1、347の10、348の1、349の1、350の1、350の5、351から353まで、354の2、375の1、376の1、377の1、378の1、379の1、379の2、380の1、381の1、382の1、435の3、436の3、437の1、438の1、439、440の1、441、442、443の1
	荻布	鶴寄	508の1、509の1、510から514まで、515の1、515の2、516から518まで、519の1、519の2、520、521、522の2、523の2、525の5、542、544、545

上記の区域内にある市有地の全部を含む。